叙位・叙勲

○叙位

（大阪府立工業高等専門学校名
誉教授）　山本　和夫
従四位に叙する
小倉　久典　小林　賢一
曽戸　郁嘉　早田　健吾
従五位に叙する（各通）
工藤　正道　西井熊之烝
降旗　正幸　峯田　恒次
正六位に叙する（各通）
池田　重晴　大野　保良　尾形　善弘
小田切　亨　杉本　徳幸　鈴木　和彦
則川　淳　丸林　孝弘　丸山　勝衛
山本　末人
従六位に叙する（各通）
武田　重信
正七位に叙する
青木　信治　佐藤　昇　杉本　誠
須戸　新次　武野　嘉視
従七位に叙する（各通）（以上八月二十七日）
（金沢大学名誉教授）　石橋　鐐造
正四位に叙する
江口　武正　酒井　洋　道祖登美男
従五位に叙する（各通）
池渕　富雄　今井　道男
正八位　佐藤　文清
竹島　勉　土岐　敏雄　中村　一彌
正六位に叙する（各通）
杉野　力久　瀧本　正義　田中　睦男
土田　正也　鶴田　徹眞　吉田　忠男
渡邉　實
従六位に叙する（各通）
内田　楠喜　太田　義男　田口　了正
登坂　力　成田　兼雄
正七位に叙する（各通）（以上八月二十八日）
藤井　和郎　溝端　正敏
正五位に叙する（各通）
鈴木　和美　長谷川博美
従五位に叙する（各通）
上原　康男　上林　稔季　小林　義一
奈良　世綱　松井勝太郎　渡邉　正次
正六位に叙する（各通）
秋山　節夫
板倉　昭夫
（内閣府技官）　越智愼一郎　工藤　実
正八位　黒田　勝美
清水　效　田寺　典似　比嘉　秀雄
美藤　義文　山崎　光雄
（高島市議会議員）　渡邊　近治
従六位に叙する（各通）
（埼玉県警部補）　梅田　光二
齋藤　昌司　菅原　研一　西谷　英一
正七位に叙する（各通）
伊藤　成
従七位に叙する（以上八月二十九日）
遠峰　進一
従五位に叙する
北薗　覚　舘　義次
従七位に叙する（各通）（以上八月三十一日）
西田　東作
従五位に叙する（九月一日）
和田　梅利
正六位に叙する
従七位　福留三樹雄
正七位に叙する（以上九月二日）
（岐阜県警部）　志知　正之
従六位に叙する（九月五日）

○叙勲

久保田一郎　定松　正春
旭日単光章を授ける（各通）（八月二十七日）
山本　満博
旭日単光章を授ける（八月二十八日）
藤原　綱雄
（高島市議会議員）　渡邊　近治
旭日双光章を授ける（各通）（八月二十九日）
（大阪府立工業高等専門学校名
誉教授）　山本　和夫
瑞宝小綬章を授ける
大野　保良　武田　重信　西井熊之烝
早田　健吾　降旗　正幸　松本　司
丸林　孝弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
尾形　善弘　小林　政男　杉本　誠
須戸　新次　橋本　三徳
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十七日）
池渕　富雄　江口　武正　菊池　富治
田口　了正　土田　正也　土岐　敏雄
道祖登美男　中村　一彌
瑞宝双光章を授ける（各通）
内田　楠喜　田中　睦男
村上　嘉子　山口　文司
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十八日）
秋山　節夫　越智愼一郎　上林　稔季
工藤　実　小林　義一　清水　效
菅原　研一　田寺　典似　奈良　世綱
松井勝太郎　諸戸　時博　渡邉　正次
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　成　西谷　英一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十九日）
佐賀井　喬
瑞宝双光章を授ける
北薗　覚　舘　義次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十一日）
（岐阜県警部）　志知　正之
瑞宝双光章を授ける（九月五日）
マレーシア第十四代　アブドゥル・ハリム・ム
国王　アザム・シャー陛下
大勲位菊花大綬章並びに頸飾を贈進する（九月二十五日）

○返上の請願

山口　俊廣
褒章返上の請願の件許可された（九月十九日）

皇室事項

御弔電

天皇皇后両陛下は、ノルウェー国王姉ラグンヒル殿下薨去につき、九月二十八日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、十月一日中華人民共和国の国祭日につき、九月二十八日同国主席閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十月一日キプロス国の独立記念日につき、九月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全国労災病院労働組合から、平成24年10月5日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年10月2日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道	釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青森県	青森労災病院
宮城県	東北労災病院
秋田県	秋田労災病院
福島県	福島労災病院
千葉県	千葉労災病院
東京都	東京労災病院
神奈川県	関東労災病院及び横浜労災病院
富山県	富山労災病院
静岡県	浜松労災病院
愛知県	中部労災病院及び旭労災病院
大阪府	大阪労災病院
兵庫県	関西労災病院及び神戸労災病院
和歌山県	和歌山労災病院
鳥取県	山陰労災病院
岡山県	岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広島県	中国労災病院
山口県	山口労災病院
香川県	香川労災病院
愛媛県	愛媛労災病院
福岡県	九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長崎県	長崎労災病院
熊本県	熊本労災病院

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、大阪府鉄鋼業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成24年10月2日

大阪労働局長　森岡　雅人

第4号中「1時間850円」を「1時間856円」に改める。